

令和 6 年 第 12 回

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和6年12月4日

令和6年第12回教育委員会定例会会議録

令和6年12月4日（水）

出席者（5名）

教育長 松 永 透
委員 松 原 拓 郎
委員 三 瓶 恭 子

委員 須 藤 金 一
委員 野 村 幸 史

欠席者（0名）

出席説明員

教育部調整担当部長、総務課長
齊 藤 真
学務課長 久保田 実

指導課長 福 島 健 明

教育政策推進室長
越 政 樹
三鷹市立三鷹駅前図書館担当課長
川 島 敏 彦
教育部理事（スポーツと文化部調整
担当部長） 平 山 寛
教育部参事（スポーツと文化部スポ
ーツ推進課長） 二 浦 孝 彦

総務課施設・教育センター担当課長
村 部 修 弘
学務課教育支援担当課長、指導課統
括指導主事、指導課支援教育担当課
長 星 野 正 人
指導課教育施策担当課長、指導課統
括指導主事、教育政策推進室個別最
適化担当課長 齋 藤 将 之
三鷹市立三鷹図書館長
大 地 好 行
指導課指導主事 門 田 剛 和
教育部参事（スポーツと文化部生涯
学習課長） 八 木 隆

事務局職員

副参事 青 木 涼 子

主 事 野 口 耀 羽

令和6年第12回教育委員会定例会

議 事 日 程

令和6年12月4日（水）午前9時開議

日程第1 教育長報告

午前 9時02分 開会

○松永教育長 ただいまから令和6年第12回教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録の署名委員は、三瓶委員にお願いいたします。
それでは、議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第1 教育長報告

○松永教育長 日程第1 教育長報告を議題といたします。

齊藤部長、お願いします。

○齊藤教育部調整担当部長 最初に私のほうから、12月議会において11月29日から昨日までの3日間にわたって一般質問がありましたので、主なものを説明いたします。
今日、机上配付しております12月議会一般質問（教育部）の資料に沿って説明いたします。

No.3、公明党の赤松議員です。不登校の原因にもなるとされる起立性調節障害や脳脊髄液減少症といった疾患の診断を受けた児童・生徒への対応についての質問です。各学校では学級担任や養護教諭がきめ細かく児童・生徒の健康観察を行っていること、疾患への理解を深めるための講演会を実施していることなどを答弁いたしました。

No.4、公明党の粕谷議員です。戦後80年を節目とした被爆地域との連携についての質問です。三鷹市ではかつて長崎の平和祈念式典に中学生が参加し現地での交流などを実施したこともありますので、戦後80年といった節目を踏まえ、被爆地域への児童・生徒の訪問や交流事業などを今後検討していきたいとの答弁をいたしました。

No.5、立憲民主の谷口議員です。各小・中学校に地域の歴史や文化が学べる資料室を整備すべきではとの質問です。現在、高山小には三木露風展示コーナーがあったり、また五中には縄文時代の矢じりや打製石器などを常設するなど、生徒が実物に直接触れる機会を提供しておりますが、今後、三鷹市が進めている三鷹まるごと博物館事業との連携を図りながら、地域の歴史や文化が学べる機会の創出などを検討していくことを答弁いたしました。

No.6、立憲民主のおばた議員です。今年度から始まったオーガニック米給食の実施状況についての質問です。姉妹市町である福島県矢吹町からオーガニック米を購入し、11月に全22校で提供し、児童・生徒からは大変おいしかったと好評の声があったことを答弁いたしました。3学期には2回目の提供を予定しております。

No.10、共産党の大城議員です。ヤングケアラーに関する質問です。各学校では年3回、ふれあいアンケートを実施し、ヤングケアラーを含む生活上の不安や悩みを抱える児童・生徒の確認をしております。今のところ、ヤングケアラーとして対応したケースについての報告は受けておりませんが、もしそうした支援が必要となった場合には、教員による丁寧な聞き取りを行いながら、養護教諭やスクールカウンセラーとも連携し、組織的な支援を図っていくことを答弁いたしました。

No.11、きらりいのちの石井議員です。生活保障の観点から、中学生に対する人権教育

授業を実施すべきだといった質問です。各学校では、人権教育に係る指導計画を作成し発達段階に応じて実施しており、具体的には生活保障については中学校社会科公民の「個人の尊重と日本国憲法」という単元で、誰もが豊かに生きる権利を有するといった学習で取り上げていることを答弁いたしました。

No.13、きらりいのちの野村議員です。学校の花壇等を雨庭や緑溝といった形でのグリーンインフラとして活用することについての質問です。小・中学校ではこれまで、植栽帯の整備や校庭等の芝生化などの取組を通じて、児童・生徒が動植物の生態系や水資源の循環を体感する機会を提供してきましたが、新たな雨庭・緑溝の整備については、安全性や環境教育の有効性などを勘案し、慎重に検討することを答弁いたしました。

No.19、無所属の半田議員です。不登校児童・生徒数が増加する中で、スクールカウンセラーの対応についての質問です。多様な相談ニーズによりスクールカウンセラーへの相談件数は増えておりますが、相談状況に応じて工夫できることを講じた上で、必要であれば増員を検討していくことと、誰もが相談しやすい体制づくりに取り組むことを答弁いたしました。

No.24、都民ファーストの山田議員です。中学校の内申点評価の透明性に関する質問です。各教科の評価計画、評価方法等については、保護者には年度当初の保護者会、生徒には各教科の授業開始時に説明をしておりますが、不安を感じている生徒・保護者が少なからずいらっしゃるということを踏まえ、評価内容の透明化、評価基準の明確化などに取り組んでいくことを答弁いたしました。

説明は以上です。

○松永教育長 続きまして総務課、お願いいたします。

○齊藤教育部調整担当部長 資料の4ページ、5ページをお開きください。

まずは4ページの実績等の報告です。11月15日に文教委員会が開催されまして、令和6年度の学力・学習状況調査等の結果について行政報告をいたしました。それから、11月29日から12月20日までの間、第4回市議会定例会が開催されています。

続きまして5ページ、予定報告です。市議会の総務委員会と文教委員会ですが、日程はまだ正式には決まっておりませんが、総務委員会では前回の教育委員会で議案として上げた補正予算について審議を行います。文教委員会では個別計画の改定等について行政報告をする予定です。そのほか、12月18日、第五中学校の学校訪問が予定されております。それから、12月23日には教育委員会と市立小・中学校の保護者代表との教育に関する懇談会が予定されております。

総務課は以上です。

○松永教育長 では続けて村部課長、お願いいたします。

○村部総務課施設・教育センター担当課長 6ページ、7ページをお開きください。実績、予定合わせてご報告いたします。

7ページ、12月12日木曜日、中原小学校において第3回の中原小学校建替検討委員会を開催します。議題といたしましては、専門家としての助言をお願いしております東京学芸大学教授の金子先生からこれからの学びについてお話をいただいた後、委員の皆様の

グループディスカッションで学びを支える学校などについてお話しいただく予定です。

続きまして、学校施設関係の工事予定です。6ページ、7ページ、同じものとなっております。アスベスト除去工事の第四小学校につきましては、工法の変更等が発生しまして、今後、令和7年1月までとなっております工期が令和7年3月まで延長される見込みです。また、防災設備等改修の第二中、第五中、第七中につきましては、現在、業者決定手続中ですが、3校ともに入札不調と業者決定に至っていない状況でございます。緊急を要する機器修繕以外については、次年度以降への事業延期も視野に入れて関係部署と協議中でございます。その他につきましては記載のとおりでございます。

最後に教育センター事業といたしまして、6ページ、科学発明教室につきましては、12月1日曜日に記載のクラスを教育センター2階、理科室で開催いたしました。この回が今年度の科学発明教室最終回となります。

私からは以上になります。

○松永教育長 では続けまして久保田学務課長。

○久保田学務課長 資料の8ページ及び9ページをごらんください。

資料の8ページ、実績報告です。11月11日に学校給食調理業務に係る3回目の候補者選定委員会を開催いたしました。お配りしている資料のうち「令和7年度三鷹市立小・中学校給食調理業務の委託について」をごらんください。

令和7年4月に給食調理業務委託の更新を迎えます学校について、区分1として鷹南学園の3校、区分2として第一小学校、区分3として第三小学校とした上で、プロポーザルによる事業者の選定を行いました。選定に当たりましては、教育部長を委員長とした候補者選定委員会を設置し、対象校の学校長5名の方にも委員となっただき、選定を行ったところです。プロポーザルでは4事業者から申込みがあり、10月7日に書面による第一次審査を、10月28日には第二次審査としてプレゼンテーション審査を行いました。11月11日に第三次審査として総合審査を行ったところです。

審査の結果、区分1、鷹南学園については1事業者から応募があり、獲得の点数が満点中7割を超過していることから株式会社メフォスを、区分2、第一小学校については3事業者から応募があり、得点が一番高かった株式会社メフォスを、区分3、第三小学校については3事業者から応募があり、得点が一番高かった株式会社藤江を契約候補者といたしました。

株式会社メフォスは、鷹南学園3校及び第一小学校について引き続きの受託となります。令和7年度受託予定校は小学校4校、中学校2校の計6校となります。

株式会社藤江は、第三小学校について引き続きの受託となります。令和7年度受託予定校は小学校5校、中学校2校の計7校を予定しているところでございます。

続きまして、11月13日と19日に三鷹産農産物給食体験会を実施いたしました。市内の農家の皆様、JA三鷹、農業委員会等を学校にお招きし、学校給食を実食していただくとともに、学校給食における市内産農産物の利用率向上に向けた意見交換を行ったところです。ご参加いただいた農家の皆様からは、自分たちが生産した野菜が実際このような給食となって子どもたちに提供されていることの実感ができ、今後も給食事業のほうに積

極的に参加したいと感じた、また、学校現場での丁寧な検査と洗浄を知り、出荷時の検査にもさらなる注意ができるようにしたいと感じたなどのご意見をいただいたところでございます。

12月3日から5日にかけて、学校給食一食まるごと放射性物質検査を実施いたします。6月に上半期分として13校で既に実施しておりますが、今回は下半期分として残り9校について実施をいたします。

続いて9ページ、行事予定についてです。12月12日に学校保健会役員会を開催いたします。来年3月に発行いたします「みたかの学校保健」の原稿依頼について調整・確認を行うとともに、来年度の講演会についての調整・確認を行ってまいります。

続いて、インフルエンザによる感染症発生に伴う学校の臨時休校・休業についてご報告いたします。本日時点で臨時休業、学級閉鎖を行っている学校が、小学校4校5クラスで発生しております。いずれもインフルエンザの疾患のためとなっていて、期間は、全てのクラスで12月6日までの学級閉鎖を行っているところでございます。

私からの報告は以上です。

○松永教育長 では続きまして、星野学務課教育支援担当課長。

○星野学務課教育支援担当課長 10ページ、11ページをごらんください。

初めに10ページ、実績報告です。11月12日、26日、通級支援委員会を開催いたしました。通級指導についての審議を11月12日は10件、26日は15件行いました。

続いて12月3日、就学支援委員会を開催いたしました。現在、幼稚園、保育園の年長児の小学校への就学に関する審議を5件、小学校の通常の学級から教育支援学級への転学の審議を1件、現在小学校6年生で中学校就学に向けた審議を2件、中学校通常の学級から教育支援学級への転学の審議を1件、合計9件の審議を行ったところでございます。

続いて11月19日、今年度第4回目となる長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方に関する研究会を開催いたしました。第4回では、長期欠席・不登校の実態把握、児童・生徒への関わり方、保護者支援という3つの分科会に分かれまして、それぞれの分科会で先ほど申しましたテーマについて、三鷹市の現状や他自治体の取組などの情報収集や今後三鷹市に必要な施策などを考察し、提案という形でまとめたことを全体会で報告して協議を行いました。

実態把握分科会では、長期欠席・不登校となっている児童・生徒とその保護者の今の現状だったりお考えを聞きたいということで、医療の視点も含めた調査を教育委員会で実施し、その調査結果から分析できることをまとめ、今後の実態把握のやり方やその活用の仕方を提案としてまとめています。

児童・生徒への関わり方分科会では、未然防止、早期支援、長期化への対応といった、それぞれの段階の児童・生徒の状態に寄り添うための関わり方のヒントとして、児童・生徒の各段階で見られる様子であったり、教職員や保護者が連携して関わる際に取り組めることを整理し、取組の好事例という形でまとめています。

最後、保護者支援分科会では、子どもが長期欠席・不登校の状態になった際に、保護者・家庭の悩みや困難さを挙げ、今後、三鷹市で構築されるとよい取組について、例えば、支

援の流れが一目で分かるリーフレット、ポータルサイトの作成であったり、学校での説明会や相談会の開催、子どもの日中の居場所の充実などをまとめているところでございます。

年明けの1月23日が研究会の最終回となっております。最終回での協議を経て、今年度中には2年間の研究のまとめを仕上げ、教育委員会の定例会においてもそのまとめについてご報告をする予定にしております。

行事予定については11ページ記載のとおりとなっております。

総合教育相談室は以上でございます。

○松永教育長 福島指導課長。

○福島指導課長 12ページ、13ページをお開きください。

まず、行事实績等報告です。11月29日、令和5・6年度三鷹市教育研究協力校（三鷹中央学園）の研究発表会が行われました。会場は四中と三小で行いました。延べ241名の参加者があり、市外はもちろん東京都全体から、そして遠くは石川、静岡からも参加されるほど非常に多くの方に見ていただきまして、様々ご指摘もいただいて、より三鷹の教育が充実していくという手応えを感じたところです。

13ページ、行事予定報告です。12月25日水曜日、小・中学校が終業式を迎え、26日から冬休み、冬季休業日が始まります。1月8日の水曜日が始業式の予定でございます。その他については記載のとおりです。

この後、令和7年度教育課程編成の重点について、また、令和5年度三鷹市立小・中学校児童・生徒の問題行動・不登校等の実態についてのご報告を、2点、担当よりご説明させていただきます。

○松永教育長 齋藤課長、お願いします。

○齋藤指導課教育施策担当課長 私からは令和7年度教育課程編成の重点についてご報告させていただきます。本日、資料といたしまして、「令和7年度教育課程編成の重点について」、左側ステープラー留めのものとその概要版、A4判1ページのものをお配りさせていただいております。この場では概要版を用いてご報告させていただきます。

令和7年3月に、教育ビジョン2027が新たに策定予定となっていることを踏まえて作成をさせていただいております。「一人ひとりを大切にする教育の実現とスクール・コミュニティの発展」としまして、自らの幸せな人生とより良い社会の創造に向けて、「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できる子どもの育成を目指していくこと、また、そのために、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のさらなる充実を図り、地域との協働による特色ある学園・学校づくりの推進、児童・生徒の心身の成長や発達段階に応じた9年間を見通した連続性と系統性のある教育を組織的に行うことを掲げております。

中段をごらんください。教育課程の重点としまして、教育ビジョン2027を踏まえた3つの基本的な方向性を記載しております。1、共に学び、育む。義務教育9年間を通じた異学年や地域との協働による学びの実現。2、一人ひとりを大切に。子どもたちの一人ひとり異なる個性を大切にする教育の推進。3、安全・安心・快適。施設面と心理面の安心・安全・快適、学校風土や集団づくりの充実を目指してまいります。

そのための主な重点としまして、一番下段でございますが、コミュニティ・スクールを

基盤とした小・中一貫教育の推進としましては、例えば小・中相互乗り入れ授業であったり、小・小、小・中交流授業・交流活動であったり、こうしたものを、これまでの小・中一貫教育をさらに進めていくために、改めて何のために行っているかなどを確認しつつ充実を図っていければと思っております。

また、知・徳・体の育成につきましては、引き続きにはなりますが、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、1人1台の学習用タブレット端末等デジタル技術を積極的に活用した学習の充実。また、これも従前から三鷹市は取り組んでおりますが、キャリア・アントレプレナーシップ教育の充実といったところで、教員が異動して入れ替わっている中で、キャリア・アントレプレナーシップを子どもたちのキャリア育成といった視点から改めて学校で見直しつつ進めていければと考えております。

最後、喫緊の教育課題といたしましては、昨今の教育課題を踏まえまして、教育支援、また長期欠席・不登校児童・生徒への対応の充実、これらを重点として挙げさせていただいております。

なお、今週末、12月6日金曜日に教育課程説明会を開催いたしまして、各学校にはこれらを周知し、各学校にて令和7年度の教育課程の編成に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○松永教育長 門田指導主事。

○門田指導課指導主事 私からは令和5年度三鷹市立小・中学校児童・生徒の問題行動・不登校等の実態についてご報告させていただきます。A3判のカラー刷りの資料をごらんください。この調査は、三鷹市教育委員会が実施しております令和5年度問題行動・不登校等状況記録シートの結果を基にした国の調査で、調査対象期間は令和5年4月から令和6年3月までとなっております。

まず、三鷹市の令和5年度に長期欠席状態にあった児童・生徒の状況をご説明いたします。資料の上段をごらんください。

長期欠席者の定義は、令和2年度より「年度間に連続又は断続して30日以上登校しなかった児童・生徒」となっております。令和4年度調査では、出席停止やコロナウイルス感染回避などの日数も含まれておりましたが、令和5年度調査では、出席停止、忌引、コロナウイルス感染回避などのため登校しなかった児童・生徒は含まれておりません。長期欠席理由の3段目にございます不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないまたはしたくてもできない状況にある児童・生徒となっております。

令和5年度の不登校数は、小学校では244人で、令和4年度より約1.3倍の増加、中学校では184人で、令和4年度より約1.5倍の増加となっております。これらの傾向につきましては、東京都においても同様に増加傾向となっております。不登校の出現率につきましては、小学校では2.57%で、都内公立小学校の出現率2.21%に比べ0.36ポイント高くなっております。また、中学校では5.17%で、都内公立中学校の出現率7.8%に比べ2.63ポイント下回っております。

令和5年度の不登校の主たる要因としましては、無気力、不安が増加しておりまして、これは全国または東京都の傾向と同様の状況となっております。不登校状態にある児童・生徒は三鷹市においても増加傾向にあることから、三鷹市独自で実施しております欠席3日ルール、欠席1日目は電話、連続3日で家庭訪問をするという徹底や、令和3年度から各校で作成しております登校支援シートを活用して実態把握に努め、不登校児童・生徒一人ひとりの個別支援の充実に努めております。

また、令和2年度に設置しました適応支援教室A-Roomの活用や、現在進めております校内別室支援員、不登校対応巡回教員の配置、児童・生徒の居場所と学習の保障における教育メタバースのトライアル実施など、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策に取り組んでまいります。

続きまして、暴力行為の状況でございます。表の左下をごらんください。ここでいう暴力行為とは、児童・生徒が故意に有形力を加える行為としておりまして、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4形態に分かれております。なお、家族・同居人に対する暴力行為は除いております。令和5年度につきましては、市内小学校では4件、中学校では1件ございましたが、既に解決済みとなっております。

最後にいじめの状況です。裏面をごらんください。

いじめの定義としましては、同じ学校に在籍しているなど、当該行為の対象となった児童・生徒と一定の人的関係にあるほかの児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものとなっております。なお、インターネットを通じて行われるものも含まれております。

まず、認知件数についてです。令和5年度の三鷹市立小学校のいじめ認知件数は814件で、令和4年度より562件増加しております。中学校の認知件数は128件で、令和4年度より81件増加しております。

小学校におけるいじめの認知件数は、東京都の認知件数と同様に増加しておりますが、教職員がいじめのアンケートに挙げられた児童・生徒間のトラブルをいじめと認知し対応していることや、学習用タブレット端末のアラート機能等も活用しながら、児童・生徒の心身の状態に注視するなど、児童の人間関係をきめ細やかに観察し、いじめの発見に努めている様子がうかがえます。また、中学校におきましても小学校同様にきめ細やかないじめの認知に努めておりまして、令和4年度調査の認知件数より増加となりました。小・中一貫教育の強みを生かし、中学校の教員が小学校から引き継いだ情報をもとに、生徒の人間関係を細やかに見守っていくことに加えまして、生徒会が中心となって学園ごとにいじめ防止に向けた熟議等に取り組み、今後も生徒の人間関係を丁寧に見守り、小さいいじめも見逃さないよう努めてまいります。

次に、いじめの解消についてご説明いたします。いじめの解消につきましては、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間、少なくとも3か月間継続していることと、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童・生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認することという、2つの要件が満たされていることを学校いじめ対策委員会が判断するものとなっております。

令和5年度末、3月31日時点で解消したものは、小学校は認知件数814件中559件、取組中が254件、中学校は認知件数128件中92件、取組中が36件でした。ここでいう取組中の件数は、一定の解消が図られているものの経過観察が必要なものが含まれております。

続きまして、いじめ発見の端緒についてです。左の表をごらんください。いじめ発見の端緒につきましては、小・中学校ともにアンケートなど学校の取組で発見した件数が最も多く、児童・生徒が自ら救助要請をすることができている様子がうかがえます。

次に左から2番目の表、いじめの態様については、小・中学校ともに「冷やかし・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる」などの言葉によるものが最も多くなっております。このほか小学校では、「軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる」、「仲間はずれ・集団による無視」の件数が年々増加しております。

そして3番目の表にはいじめられた児童・生徒の相談状況として、小学校、中学校ともに「学級担任」が最も多くなっております。担任と児童・生徒の信頼関係が高い状況にあると考えられます。しかし、小学校においては誰にも相談していないという児童・生徒も増えております。

最後に一番右の表、いじめられた児童・生徒への特別な対応につきましては、「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った」、「別室の提供や常時教職員が付くなどして心身の安全を確保したりした」、「当該いじめについて教育委員会と連携して対応した」の回答が多く、いじめに対して関係諸機関と連携しながら組織的な対応が図られていることが見てとれます。

今後、いじめ問題の根絶に向け、学校を全ての児童・生徒が安心して学べる場所にすることや、児童・生徒のSOSを見逃さずチーム学校で支援することを目指し、教職員のいじめの定義に基づく認知力といじめを認知した際の速やかで確実な組織対応力を磨くよう、各学校を指導してまいります。また、児童・生徒によるいじめ根絶のための取組やSOSの出し方に関する教育などの充実を図り、他者を思いやる気持ちや救助要請の力を高める教育活動に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○福島指導課長 指導課は以上となります。

○松永教育長 教育政策推進室、越室長。

○越教育政策推進室長 14ページ、15ページをお開きください。

14ページ、行事実績等のご報告でございます。中段、11月14日木曜日、今年度2回目となりますコミュニティ・スクール委員会の会長・副会長連絡会を行いまして、各学園のコミュニティ・スクール委員会の会長・副会長の皆さんに、年度途中で今年度の状況について情報共有、意見交換を行ったところでございます。

21日木曜日には、三鷹教育・子育て研究所としましての「国立天文台周辺まちづくりにおける義務教育学校に関する研究会」第6回目を開催しているところでございます。研究員のほうから、三鷹らしい義務教育学校の在り方について具体的な提案をいただくなどして議論を深めたところでございます。

右側のページ、行事予定等のご報告になります。1行目のみたかスクール・コミュニティ講座につきましては、オンデマンドの配信が12月1日より開始されております。今年度は、オンデマンドに加えて対面での講座も予定しておりまして、本日、机上配付でみたかスクール・コミュニティ講座のチラシをお配りしてしますので、こちらで少し簡単にご紹介をしたいと思います。表面ですけれども対面講座のご案内になっておりまして、こちらは、学校3部制の考え方も踏まえまして、今年度新たに学校を会場にしまして、学校に関わる方々に役立つ内容を講座として実施するものでございます。第1回はファシリテーションをテーマに、また第2回、第4回については朝の読み聞かせ、そして第3回はチラシのつくり方といったような具体的な講座になっているところでございます。

裏面でございますけれども、昨年度に引き続きましてオンデマンド講座として、学校にボランティア等に関わる皆さんに見てもらいたいような内容をまとめた、オンラインでの動画の講座というのを開催していきます。また、2月27日には対面での交流会を開催予定としております。

みたかスクール・コミュニティ講座については、以上でございます。

そのほかの予定でございますけれども、本冊にお戻りいただきまして、12月5日木曜日には、公立学校PTA連合会が、学校代表者、校長先生、副校長先生との懇談会を行うこととしております。そのほか、各学園のコミュニティ・スクール委員会やPTAが中心となった家庭教育学級の開催予定を記載しているところでございます。

私からは以上でございます。

○松永教育長 では、大地三鷹図書館長。

○大地三鷹図書館長 16ページをお開きください。

まず、実績でございます。10月29日から11月24日まで、児童虐待防止推進月間ということで、全館で展示をさせていただいております。また、イベント等でございますが、11月15日の金曜日、おとなが楽しむおはなし会を駅前コミュニティ・センター地下1階を利用して開催いたしました。50人の方にご参加いただいております。また、11月23日にはみんなみフェスタを開催しております。こちらも約500人の方にご来館をいただいております。

17ページ、予定でございます。12月2日から9日まで、障がい者支援課の主催で「作ってみました！非常持ち出し袋」の展示を本館でさせていただいております。また、12月10日から22日までは、連雀学園しおりデザインコンテストの結果について本館で掲示をさせていただく予定です。

イベントでございますが、12月8日にはみたかとしょかん図書部の定例会、10日には母親学級図書館利用方法紹介事業を実施いたします。また14日には、わん！だふる読書体験、17日には大成高校ハンドベル部の演奏会を実施いたします。

その他の事項でございますが、12月26日から1月7日まで、長期休暇の際に合わせて行っておりますティーンズ対象まなびの場事業を今年度の冬休みも実施させていただきます。また、12月28日から1月3日まではブックポストを全館で閉鎖させていただく予定になっております。

私からは以上です。

○松永教育長 では続けて、スポーツと文化部、平山部長。

○平山教育部理事 18ページ、事業についての実績報告です。芸術文化関係の事業について私からご説明申し上げます。

11月20日の水曜日、アール・ブリュットみたか2024開会式がございまして、5日間にわたりまして展示が開催されました。約100点の作品が展示されたところでございます。24日の日曜日、第71回三鷹市市民文化祭閉会式でございます。教育長にもご出席いただいたところでございます。

今後の予定でございます。19ページをごらんください。12月7日から8日、土曜日、日曜日ですけれども、三鷹中央防災公園・元気創造プラザまるごとウェルカムデーを開催いたします。このイベントは、三鷹中央防災公園・元気創造プラザをより多くの市民に知っていただくことを目的にイベントを行うものでございます。なお同日開催で、生涯学習センターフェスティバルと、市民センターにおきましては、今年度につきましては商工まつりも同時開催の予定となっております。12月22日日曜日、Poki4コマまんがコンテストの表彰式です。今年は544件の応募があったところでございます。一般部門とジュニア部門に分かれまして表彰を行うところでございます。

私からは以上です。

○松永教育長 八木課長、お願いします。

○八木教育部参事 私から生涯学習課関連の報告と予定を説明させていただきます。

資料の18ページになりますが、11月23日土曜日に国立天文台三鷹移転100周年事業「天文台三鷹キャンパスの歴史を巡る」を開催いたしました。25人の参加をいただきました。30日土曜日ですが、大沢の里古民家体験学習「竹細工講座」、全3回の1回目を開催しました。5人の参加をいただいております。

続きまして、19ページをごらんください。今後の予定でございます。12月7日土曜日、8日日曜日の2日間ですが、生涯学習センターフェスティバルを開催する予定です。こちらは三鷹中央防災公園・元気創造プラザまるごとウェルカムデーと同時開催となります。14日土曜日、21日土曜日ですが、大沢の里古民家体験学習「しめ飾り作り」全2回を開催する予定でございます。そのほかは記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

○松永教育長 二浦課長、お願いします。

○二浦教育部参事 スポーツ関係になります。

18ページ、11月24日の日曜日に第33回三鷹市民駅伝大会を開催いたしました。185チームの参加で、ランナー、スタッフ、沿道の声援、1万5,000人以上ご参加いただいております。また、26日の火曜日には、七小の4年生を対象に、横河武蔵野アルテミ・スターズ、女子ラグビーチームのご協力を得まして、ラグビー体験事業を行いました。

今後の予定です。19ページの12月4日、本日3時半に、ラグビーのリーグワン開幕前のご訪問ということで、東芝ブレイブルーパス東京が、また13日の金曜日には、東京

サントリーサンゴリアスの表敬訪問がございます。11日の水曜日には、Jリーグの終了ということでFC東京の表敬訪問も予定されております。

次に、14日の土曜日ですが、午前中にスポーツサポーターズの交流会、午後に三鷹市スポーツ協会と三鷹市スポーツ推進委員協議会の皆様方の交流会をSUBARU総合スポーツセンターで行います。また18日の水曜日には、大沢総合グラウンド地域説明会を開催します。サッカー・ラグビー場の人工芝の張り替え工事ですとか、その隣にボール遊びエリア等を新設いたしますので、その関係の説明を大沢コミュニティ・センターで開催する予定です。また、21日の土曜日、29日の日曜日には、味の素スタジアムで開催される「JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2024 - 2025」の市民招待があり、それぞれ2,000人、500人の招待枠をいただいているところです。

報告は以上になります。

○松永教育長 ありがとうございました。以上で報告は終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いしたいと思いますが、今回指導課のほうから、教育課程について、それから、いわゆる児童・生徒の問題行動・不登校の実態ということで、別刷りで報告がありました。この辺りのことも含めていろいろ質疑していただければと思いますけれども、最初に私から質問をいいですか。

問題行動調査等の部分なんですけれども、国のほうでは問題行動調査は不登校とは別だという形の位置づけにはなっているんだけれども、こういう形で一遍にあらわされるということについて考えると、どうしても不登校というのは問題行動なんであるという認識が出てしまうのかなというふうには思っているところです。

確かに不登校というのは、以前は問題行動調査のカテゴリーの中に置かれてはいたといったことはあるんですけれども、現実的には今は、どうやってこの不登校の子どもたちの今を積極的に捉えていく期間にするのかということすごく重要な要素だと考えております。そういった意味でも、不登校の子どもたちの、どう社会的な自立に向けて自分と向き合う期間にしていくのかみたいなことも含めて、そういう捉えという認識の中で議論していただければなとは思っているところです。

数的なことという、一昨年度すごく増えた、それから昨年度のデータに関してもすごく増えているという傾向があるわけなんですけれども、全国や東京都の傾向と同じような推移はたどっているという認識はありますけれども、ここが増えてくる原因というか、その辺をどのように分析していかなければいけないのか。これは対応とか、それから未然防止みたいなところとも関わってくるとして重要な分析だと考えているんですけれども、その辺りはどんなふうに、今、事務局としては捉えていらっしゃるんですか。

福島指導課長、お願いします。

○福島指導課長 今おっしゃっていただいたところは、学校に来ればよいということではないということで、保護者や子どもたちともに様々な要因があります。今回ご報告した中にも、心理的、情緒的、身体的、また社会的要因、様々な原因がありますので、そういった一人ひとりの状態に合わせて、場合によってはメタバースのような取組も必要なのかとか、教室にはなかなか、多人数には入れないから別室への対応が必要なのかとか、様々

な子どもたちのニーズや状況に合わせて、魅力ある学校づくりに向けて各校が今試行錯誤しながら取り組んでいるところですので、事務局としても、ただ単純に学校に登校させればいいということではないという共通理解を、学校現場とはしっかりと理解をしながら進めてまいりたいと考えております。

○松永教育長　増えているといったことで、今回のこの調査に関して言うと、不登校要因の主たるものというのは、学校のほうで判断しているということだとは思いますが、先ほどの星野課長から報告があった不登校のいわゆる研究会やアンケート調査等も含めると、子どもたちにとっても分からない、どうして不登校、学校に行きたくないと思うのか分からないという子どもたちが増えている。そういう現状がある中で、ここの「分からない」というのは一体どういったところから生じてくるのかというのが、対応とかいろいろ考えていく上では重要なのかなと思っているんですけど。その辺りの分析というのは何かされていますか。

星野課長、お願いします。

○星野学務課教育支援担当課長　先ほどもご報告しましたけども、研究会でも、恒例の学校が主となっている調査とは別に、実際に今、学校に行けないお子さんやその保護者の方の考えを聞くということで、アンケートをとらせていただいています。このようなアンケートを実施すると、学校の見立てとほぼ一致するところと、子どもと保護者が考えていることがずれるというような調査結果がありますが、三鷹の場合は、学校の見立てと子どもと保護者の考えが大方一致しているので、きちんとご家庭のほうでもお子さんの状況を把握してもらった上で回答してくださったんだというのが今回分かったところです。

その中で多かったのが、友達関係の崩れだったり、先生との関係性だったり、勉強が分からなかったりというようなことが大きな原因として挙げられています。それらに加えて、何か理由は分からないんだけど不安傾向がすごく強いというような回答が出ています。

そこで、研究会でも今考えているのは、学級風土や学校風土と言われていることをデータ等で把握した上で、学校で今まで大切だと思って指導してきたことやかわり方などが、現状、本当に子どもたちが安全・安心・快適に過ごせているのかということを、調査を踏まえた上で改善していかなきゃいけないんだろうという考えに至っています。今後、教育委員会としても、そのような学校風土の調査をしながら、そこを改善していくということが大切なことであると考えております。

○松永教育長　ありがとうございました。

皆様、いかがでしょうか。松原委員、お願いします。

○松原委員　まず最初に、教育長のご指摘の部分については本当に共感いたします。不登校をいわゆる問題行動というくくりで捉えてしまうと問題の本質がずれてしまい、子どもたち目線に立たないと思うので、これはもう言葉の用語の使い方は致し方ないというところは私も理解しているので、我々は注意していかなくちゃいけないなと思っています。

あと、今、教育長と星野課長とのお話の中で出てきていたお話、非常に興味深く聞きました。この不登校要因についてどう見るかというところ、特に「分からない」というところの分析とかも含めて、アンケートをとっていただいたりだとか、それをまた分析してと

いうことについては、前年度よりもかなり進んできているところなのかなと思っています。

今、星野課長からお話があった、例えば先生との関係性とか友人関係とか勉強が分からないというところになってくると、これはもちろん様々な背景があるんでしょうけれども、例えばそのお子さんの特性とかそういったところの影響というのも多分あるものだと思いますので、そういったものがもしあるとすると、三鷹が小・中一貫教育でやっている、そこで一貫した方針の中で9年間を見ていくことができる強みが生かせる部分ではあると思いますので、そういったところとうまくリンクをしながら対応を図っていければ、三鷹らしい小・中一貫教育と、あと今の、現代の課題に対応した教育ということが三鷹らしくできていくのではないかなといった感想を持ちました。

1点だけこの調査について質問させてください。前回のこの調査のときに、不登校要因の分類について、これは担任の先生中心で分類されているとお聞きしたんですけれども、これについては今年もそこ自体は変わらずということでしょうか。学校・いじめとか、いじめ以外とか、学業不振とか、こういった不登校要因の主たるものというところの分類ですね。

○松永教育長 齋藤課長、お願いします。

○齋藤指導課教育施策担当課長 こちらは学校からの報告といった形で、子どもや保護者のアンケートを踏まえたものではないので、学校の中でもある程度そのアンケートを踏まえて子どもたちを捉えている側面はあるかと思いますが、一応学校からの報告での計上という形になっております。

○松原委員 分かりました。それを補完する形で、先ほどのアンケートとかでそこははかっていると、そういう趣旨ですね、分かりました。

あと、私が今日手元に昨年度、一昨年のもを持ってきていけばよかったんですけど持ってきてないのでこの統計の数が増えているのは数字だけでは見れないと思うんですが、その比率的な変化であるとか、そういう経年変化みたいなものが分かると、後々ずっと見ていくときにもしかしたらいいような気もするので、そういったものが次年度以降もし資料としてであると助かるなと思いました。

○松永教育長 今のは要因のところですね。

○松原委員 要因のところです。

○松永教育長 事務局のほうでその辺は考えてください。

ほか、いかがですか。野村委員、お願いします。

○野村委員 これ以外にもいろんな課題というか、課題として捉えなきゃいけないことがもう非常に今の状況の中に多くて、私も1年やっていますが、これに全部応えていくということは本当に非常に大変だなと思っております。

その中で今のこの不登校のことについて、松原委員とはちょっと違う視点からお話、意見を言わせていただきますと、一つずつの原因を究明して、それに対して一つずつ潰していくという視点もそれも重要だと思います。でも、片や定型というものの、ある形がやっぱりこれがちゃんと必要だというか、当たり前のようにそれを維持していくという働きかけもないといけない。何かこう、いろんな問題だと思うような事象が出てきたときに、それ

の原因を考えるのではなくて、やっぱり学校にはある程度行くものだと考える。

私たち、医療の例を挙げてそれが参考になるかどうか分かりませんが、よく食べられないとか、やっぱりある年齢になってくるといろんな問題が出てくるんですけども、ある生活習慣ができている人たちってすごく強いんですね。朝に起きる時間、あるいはもう3食食べるということが自分の中でできている、おなかがすくから食べるんじゃないで、要するにある程度決められた形の中でできた人たちは、その一つの習慣が、あるとき支えになってくれる。もう大分前に亡くなられた日野原重明先生の言葉を使えば、習慣の形成というのは3・3・3で、まず一番最初に新しい習慣をつけようと思うと3日坊主、これは分かる。でも物事をやるのに一番つらいのは3か月ぐらいだと。だけでも1年、季節を4回繰り返すとそこで習慣形成できるかということと3年かかる。新しい生活習慣ってやっぱり本当に時間がかかる。

そういう意味で、こういった学校に行くという今までの私たちの世代だったら当たり前のことを、今、原因分析をしなきゃいけない、もう時代背景からしてそうでしょう。その中である定型というものをどういうふうに私たち、特に保護者を含めて働きかけていくかという、私はどういうふうに働きかけたらいいかという具体的な提案をできるだけの見識や知識は持っておりませんが、そういった点について少し考えていきたいなと思って、ちょっと自分の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○松永教育長 ありがとうございます。

○松原委員 今の点、よろしいでしょうか。

○松永教育長 松原委員。

○松原委員 今の点につきましては非常に大事な問題提起だと思うので、私の意見をしておきたいと思います。

今の野村委員の意見については、私は基本的なスタンスとして違う意見を持っています。学校には行くものだという前提を持ってしまうことで苦しい子どもたちがいるということ、これを教育委員会が受け止めないと、この問題のスタートラインには立てないだろうと思っています。

これは時代背景の問題とかそういったものではなくて、これまでの時代の中で、子どもたちが見落とされてきた、子どもたち自身の尊重されるべき問題であるとか、または特性であるとか、そういったことが今ようやく明らかになってきたことによって、これは周りが要求しているからこういった分析をしなくちゃいけないのではなくて、子どもたちの側に立つべき人間としてこういった分析をしなくちゃいけないということ。そして、そういった子どもたちの中には、学校に行くものと言われてしまうことによって、子どもたちの救済の場がそれで潰されてしまう可能性があるんだということ。それを我々はきちんと意識をしなければいけないと思っています。

私自身の経験で言いますと、私の息子は中学生の時不登校でしたが、自ら学校に行くことを選択しなかった不登校でした。そういった子どもに対して、親または教員側、学校側が変わらずして、学校に行くものだとすることを働きかけをしても、それは子どもの親に

対する不信感、また大人に対する不信感、制度に対する不信感を生むだけであって、それはその子どもの成長、発達にとってはとても大きな害を及ぼすというふうに私は思っています。

この学校には行くものだというのは、私自身は学校に行き、その中に適応してきましたけれども、全ての子どもがそうではないということ、これについては、私は強くここではお話をしておきたいと思います。

○松永教育長 野村委員。

○野村委員 ありがとうございます。

今のお話について否定するものではありません。でも、ここの対応とそれからもう一つの視点と両方をもってどういうふうにやっていくかという議論であって、どちらかをとるかという話ではないということだけは、もちろんご理解いただいていると思いますけれども申し上げた上で、よろしくお願いいたします。

○松永教育長 アプローチが全然違うかということ、そういうわけでもないんでしょうけれども、どう子どもたちに、子どもたち自身が望んで行っているような、いわゆる登校の行動ももちろんそうですし、様々な行動がとれるようにしていってあげられる状況を整えていけるかといったことのアプローチとして、いろいろな形の考え方があるかなと今理解したところです。

教育委員会の事務局としては、基本的にはやっぱり子どもサイドのところで立って、今この子どもたちにどうやってアプローチしてあげることがこの先の人生にとってプラスに働いてくれるのか。また、子どもたちが望んでいることに対して、私たちがどう実現させてあげられるのかといったことが大事なのかなとは思っているところです。

ほかにはいかがですか。須藤委員。

○須藤委員 このいじめの件について、いじめられた児童・生徒の相談状況のところ、「誰にもしていない」が小学校で246件ということで、これが非常に多いなということで非常に懸念しています。結局、いじめられた生徒にとっては、やっぱり誰かに相談したいけどできないということが、一番問題解決がなかなかできないのかなと思っています。こういったような誰にも相談できない子どもたちを今後どう救っていくのかというのが、ちょっとお聞きしたいなと思います。

あと、学校にスクールカウンセラーの方も常駐だったり週何回か来ていただいているんですけど、子どもたちにとってそのスクールカウンセラーの人たちへの、行きやすさというか相談しやすさ、そういったものも実際状況としてどうなのかなというのがもし分かれば教えてください。

○松永教育長 指導課長。

○福島指導課長 学校では、今、須藤委員がご心配いただいたことと同じようにやっぱり先生方、教員も、今どういう状況なのか本当は知りたいんですね。ただなかなか、その子自身の特性だったり、いじめられている状況の軽重というんでしょうか、そういうことについて、様々な状況の中で相談ができていないということだと思われるんですが。ただ年3回、ふれあいアンケートという、基本的に自分が困っていることをしっかりと伝えら

れるという手法をとって確保しておりますので、そういう声が上がったところ、反応があったところで、丁寧に個別で聞いて、場合によっては養護教諭だったり管理職が直接という場合もありますし、どうとるかというところはもう日々の学校生活の中でもアンテナを高くしていきやいけないというところはもちろんなんですけども、確実に年3回、学期に1回はそういった子どもたちのSOSをしっかりとキャッチできるようにということでは取り組んでおります。

2点目のスクールカウンセラーについても、年々ニーズも多くなってきて予約も取れないような状況もあります。そういったところについては、緊急的な対応ができるようにということで、学校には必ず空けておく時間帯を確保するように指示をしているところです。ただそうは言っても、スクールカウンセラー室も学校によっては少しく端っこのほうにあって行きやすいところもあれば、学校によっては立地の関係で結構みんなの目につくところもあるので、そういったところはもしかしたらちょっと行きにくいなんていうものもあるかもしれないんですが。ただそういう場合も、やはり養護教諭も含めて担任、教科担任制を三鷹の場合は中学年以降は一部やっておりますので、いろんな先生に関われるという可能性はありますので、そういったところから、少しSOSのキャッチしやすさというのはより精度を上げていければと考えております。

以上です。

○松永教育長　今の件でいうと、ここ数年の流れから見ても、誰にもしていないというのが昨年度に関して突出して多いというのはちょっと気になるころではありますね。

○須藤委員　ということは、この誰にもしていない児童に関しては、そういったようなふれあいアンケートを通して発覚して、そこに対してアプローチしているということでしょうか。

○松永教育長　福島課長。

○福島指導課長　この246件が、この後、ふれあいアンケートで相談をしているかどうかというのは、すいません、ちょっと追えてはいません。結果的に相談はできたよとか、あとは相談しないまま解消できたという可能性も中にはあるのかなと思います。実際、アンケートとっていじめられたと言って、どう？って子どもたちに聞き取りをすると、もう謝ってもらったからいいというケースもあったりして。また、中にはたまに重篤なものもあるので丁寧に対応するというケースもあります。

子どもたちに対して、いじめを受けたという子ども一人ひとりの見立ても様々ですので、ただ伸び率については非常に大きく、すごく多い数になっておりますので、少し中の分析については、この後事務局でもしっかり対応していきたいと考えています。

○松永教育長　はい、三瓶委員。

○三瓶委員　いじめの内容なんですけれども、丸がついているところ、冷やかしか悪口とか仲間外れとか、そういうものはすごい多いなという感じはするんですけど、令和5年度の「金品を隠される、盗まれる」とか「嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされる」とか、結構重大というか悪質なものが増えているような印象がすごくあります。こう

いった内容の変化というのは割と三鷹市だけのものなのか、それとも東京都とか全国的にこんな感じの変化があるのかとか、ちょっと知りたいなと思いました。去年まで2人だったのが45件とか、全体的に増えていると言いつつも、その倍率がすごく高いな、悪質な内容のものが多くなってちょっと感じたので、教えてください。

○松永教育長　いかがですか。指導課長。

○福島指導課長　東京都の比較ということでは、すみません、今手元にはないんで、この後、調べることが可能であればまたご説明したいと思います。

○三瓶委員　あともう一つ、先ほど松原委員がおっしゃっていた、学校に来なきゃいけない、そういった子どもを追い詰める結果になる場合もあるという話で、ちょっと思ったのが、やっぱり親として学校に行ってほしいから「行きなさい」とか言っちゃうのが子どもを多分追い詰めてしまう結果になる場合もあると思います。その親のほうに、それ以外の選択肢があるとか、そういった学校以外のものでも救える道がある、ロードマップじゃないけれど、最終的に人間として成長できればいいんだから、途中がいろんな種類があってもいいんだけど、その途中にあるような救いの場所、例えば学校以外で行く場所が、多分A-Roomとかもそういったものの一つになると思うんですけども、親のほうにそういう知識があまりなかったとしたら、親も子もかわいそうかなと思います。なので、分かるようなルートというんですかね、そういうちょっとヒントになるような、こんなにこういう準備がありますとか、そういう何かヒントみたいな、リーフレットみたいなものを作るみたいなことをちょっとさっきおっしゃっていたんですけども、そういったものがあるといいかなと思います。親のほうに知識がないまま、すごく親の昔の観念で子どもに対応している部分も多分あると思うので、そういうものになっていったらいいかなと思ったりもしました。

○松永教育長　そうですね。やはり不登校だけではないんですけども、三鷹市で市民の方がお子様のことで困っているときに、多分ホームページや何かでアクセスしながら、どんな形でやっていけるのかなということを調べられたりというのが今のやり方なのかなとは思っているんですけども。そこら辺の部分をきちとした形でというのは、今回の不登校の研究会のほうでも提言としてはいただいている部分でももちろんありますので。

何かありますか、星野課長。

○星野学務課教育支援担当課長　三瓶委員がおっしゃるとおり、今いろんな相談の窓口があり、総合教育相談室でも、A4の1枚で分かるようなものを作成しています。研究会に来ていただいている保護者の代表の方から、現状の案内であると、相談する場所があるのは知っているんだけど、どこのタイミングで誰に相談していいのか分からないから、もう少し工夫されているものがあつたらいいねというような、実際の当事者としての意見やアイデアをいただいていますので、それを受けて、よりよいものをつくっていきたいと考えています。

○松永教育長　福島課長。

○福島指導課長　三瓶委員がおっしゃっていただいたご意見については、たしか研究会

のときに保護者代表の方からも同じようなご指摘をいただいております、今に至っているというところもあります。それが、ロードマップのようなものがあるのか、リーフレットで探せるものがあるのかというところは今検討はしておりますが、ただやはり現場で非常に悩ましいなと思うのが、保護者の方のお考えと、当の本人、子どもたちの意識も実際結構ずれているというか違っていたりして、保護者は、あなたはここに行きなさい、あなたはここが合っているわよと言っても、子どもはそこを求めてなかったりして、結果的につながったりしなかったということもあります。やっぱり一つひとつ丁寧に、保護者のニーズや思いは大事ですけども、やはり子どもたちが今どういう状況なのかというのは、もちろん専門家の意見もしっかりと中に入れながら対応していくというのが現実かなというふうに捉えております。

以上です。

○松永教育長 ありがとうございます。

○松原委員 今の関連でいいですか。

○松永教育長 お願いします、松原委員。

○松原委員 今のお話、いじめでも不登校でも似たようなところがあるのかなと思いがらお聞きしていました。

保護者の立場でも、やっぱり困っている保護者、支援を必要としている保護者もたくさんおられて、でもどうすればいいのか分からないし、紙の資料ってすごく大事なんですけど、ただその紙の資料を見ても、じゃあ判断はあなたがしてくださいとなっても、それはそれで結構つらかったりもする。そうすると、やっぱりそれをかみ砕いて一緒に考えてくれるという立場の人は必要になるんだろうと思うんです。

今回の議会の一般質問でもスクールカウンセラーについてお話があったようにですけども、例えばスーパーバイザーとかスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーだとか、そういった方がそういったところ、学校に、現場に、やっぱり一番望ましいのは常駐していて顔が見える関係ができていて、そこで要するに余っている状態であることというのが本来やっぱり一番望ましいことなんだろうというふうに改めて思います。

それがあると、養護教諭の先生も含めて、先生方もスクールカウンセラーさんとかスクールソーシャルワーカーとの連携もよりとりやすくなりますし、情報共有もふだんからできるので、そうすると保護者の方に対する支援というのも、それもまたやりやすくなってくると思います。やっぱり一番理想なのは、今回質問になったようですが、そういったところをどうやって増やしていくか、伸ばしていくか、常駐も増やしていくかというところが、予算の問題がありますが、どうしても考えなければいけないところなんだろうなとは思っています。

その延長でいうと、このいじめの認知件数がすごく増えていますが、この認知件数が増えていること自体は、私は別にこれ自体はネガティブに捉える必要はないというふうに、率直に思っています。このいじめ防止法とか条例の定義というのは、これは予防の観点からいじめの定義が広がっているものなので、それに忠実にちゃんとカウントしていこうという取組として、していただいていることで多分こうなっているかと思うんですね。

なので、この令和4年度と5年度の差というのは、これまで声をキャッチされなかったSOS層がキャッチされたというふうに捉えても、私はそういう捉え方もできるんじゃないかと思っていますから、これ自体はいいと思っています。

反面、学校現場の負担は非常に増えていくだろうなというふうに思います。そうすると、やっぱり学級担任とか教員といった方以外の今、申し上げたような各専門職が学校にどうやって入っていくかとか、また、これは私は毎回言っていますけども、スクールロイヤーの配置であるとかそういったことも含めて教育委員会として考えていかないと、今度は、せっかくキャッチできる方向になったのに現場がパンクしちゃうということになってしまうので、そこについての検討が急務なんだろうなというふうには感じました。

以上です。

○松永教育長 ありがとうございます。

○野村委員 別のことで。

○松永教育長 お願いします、野村委員。

○野村委員 今度は別の、一番最初の議会の一般質問に関連してちょっと確認をさせていただきたいと思います。

起立性調節障害等の診断を受けた児童・生徒への対応ということがございました。本当に少しでもいろんな障がいを持った人たち、疾病を持ってきた人たちもやっぱり教育を受けてもらえるようにしていくということは非常に重要なことだと思います。起立性調節障害は、私たちの領域の中はいい悪いは別ですけど専門分化していますから、これは神経内科なんですね。糖尿病を持った人たちは糖尿病代謝内分泌内科、アレルギーの人たちはアレルギー科か皮膚科といった、そのぐらいに多岐にわたる専門の領域で診療している人たちが学校に行こうというときに、保護者の役割・責任とそれから学校側の役割・責任というものをやっぱり少し明確にしておかないと、今日の話もいろんな話もそうですけど、特に学校の教員の先生方の負担がすごく多く、もういろんなものに全部対応しなきゃいけない中で、こういった障がいのある人たちの保護者の役割・責任と学校側の役割・責任というのを、ちょっとこの機会にもう一度改めて確認させていただければなと思います。

○松永教育長 福島指導課長。

○福島指導課長 今、野村委員がおっしゃっていただいたように、様々な対応があるので非常に大変なのは本当に事実でございます。

ただやはり、朝、子どもたちが学校に来たときにどのクラスでも、仮にその担任が何かの事情で休んだとしても代わりにいった教員が朝に子どもたちの様子を見るというのは、これは今も昔も変わりませんし、必ずやらなきゃいけないことです。ただ、35人の子どもたちを一人ひとりどこまで丁寧にするというのは確かに大変なんですけど、限界はあるにせよやはり子どもたちの顔を見ながら声を聞きながら状況を聞いて、もし元気がなければ当然それは直接養護教諭につなげる。または、元気だよと言っても見た感じもう全然元気がなかった。そうしたら、やっぱり休み時間の様子を見ながら、ちょっと熱を測っておいでと言ったら実は38度になっていたといったこともある。それは、今大変だとおっしゃってはいただきましたが、そこはやるべきことだと認識しております。ただ専門外の、教員の

域を超えた問題についてはしっかりと専門家につなげるというところでは、学校は徹底をしているというふうに認識しております。

○野村委員　ありがとうございます。大変なご苦勞されて、もう本当にいろんな問題を抱えている中で、ますます大変だと思います。

先ほどもちょっと確認したかったのは、基本的に小児、要するに小学生や中学生ですから、疾病がある場合、親というか保護者の役割・責任、それから、それを引き受けている学校側のほうの役割と責任、ここら辺のところを、今ここではっきりしろというよりは、だんだん、だんだんそういうところを、少しずつ、少しずつはっきりしていけないと、学校が全部引き受けるには限界があるなと思っています。何かいろんなことが起きてしまう。その中でこのところが、タブーかもしれませんが、ちょっと今どういうふうな保護者側の役割とそれを預かる側の学校側の役割・責任というのは、今どんなふうに整理されているのかなと思ったので、ちょっとそれをご質問しました。

○松永教育長　福島指導課長。

○福島指導課長　あまりに状況が続くようだったり継続するようでしたら、当然学校は素人ですので、保護者のほうにこういう状況が続いていますので病院のほうに行かれてはと言って、そのまま保護者の方も、ああ、そうですか、うちでは別に平気なんですけど、とか言いながら、でも行ってみましょうという形で病院にかかって、実際は発覚して治療に入っているというケースもあれば、なかなか保護者の方が、いやいや、うちでは元気だから大丈夫ですというケースもあります。そこはやはり粘り強く保護者に、学校では非常に生活しづらそうですけどもというところを都度都度お伝えをしながら、やっぱり忙しいと言いつつも大事な我が子のことにもかかわらず対応していない保護者については、場合によっては福祉的な専門家も、うちでいうと子ども家庭支援センターりぼんにも相談しながら、そういった子どもたちはケアをしていきたいと考えております。

○野村委員　よろしいですか。

○松永教育長　野村委員。

○野村委員　じゃあ、例えば今の質問にあったような起立性調節障害の人たち、こういう子たちを預かるときには、保護者の人たちからこういうような診断をされていると、こういう可能性がある、したがって、こういうことが起きるから、そのときにはこういう対応をしてくれと言われたとき、それを学校が分かりましたとなるのは、保護者から言われたことの範囲に限ってというか、その中でちゃんとやっていくようにしないと、それ以外のいろんな起きたことに対してやっていくというのは、いくら養護教員の人たちがいても、すごく限界があるだろうと、アレルギーも含めてですね、そう思ったものですから、質問をさせていただいたような次第です。

○松永教育長　大事なところですね。

○野村委員　また今後の中で、少しずつ少しずつ関わらせていただければなと思っています。ありがとうございました。

○松永教育長　ありがとうございます。ほかはいかがですか。

最初に私が調査の結果のところの話を聞いたので、そちらがメインになってしまいまし

たけど、ほかのことでも何かあればお願いします。いかがですか。

松原委員、お願いします。

○松原委員 一般質問で感想です。

ヤングケアラー支援についてのお話があって、必要があればここで支援をまた入れていくというような答弁、それ自体はもうそのとおりだと思うんですけども、ヤングケアラーというの、これ結構、例えばそのご家庭の様々な方の病気だとか障がいだとか物理的なものだとか事故とか、あと時期の問題とか、いろんな濃淡もあったりもするので、必要性のあるなしの判断というのは非常に難しいだろうなと思うんです。なので、ここをどうやってキャッチをするのかということについては、今後ちょっと考えていかなくちゃいけないだろうなというふうには思います。

○松永教育長 そうですね。いわゆる学校が直接的な支援というのはなかなかできることではないところもあって、学校の役割としては、あれ、どうかなということを感じ、本人とも話をしていく中で、そういうヤングケアラーとして見られるような状況にあるということであれば、ちゃんと学校の立場から公的機関として福祉につなげていく、見つけてつなぐというのが学校のできるところなのかなという話の中では、今動いてはいるところですよ。

なかなかこの事情・状況だったり子どもの語り方とかによって、どこまでそういう状況なのかというのはなかなか見えないところもあって難しいですね。

ほかいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、日程第1 教育長報告を終わります。

以上をもちまして、令和6年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時20分 閉会